⑴　外部試験装置は、試験機器と回線接続ができ、かつ、回線接続の確認ができる機能を有するものとしているが、送信速度を測定する機能を有する場合は、送信速度を測定する。

⑵　変調信号の送信速度は、電波を発射している時間内における制御信号等を含むデータ伝送速度である。

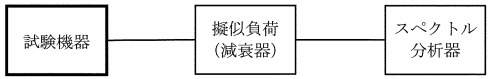
⑶　各変調方式の送信速度を決定するクロック周波数を分周回路等により得ている場合は、原発振回路のクロック周波数を共通に用いていること及び分周回路をロジック回路で構成されていることを証明することにより、一の変調方式の許容偏差の測定により、他の変調方式の許容偏差の測定を省略することができる。

⑷　送信速度を測定することが極めて困難な場合は、登録証明機関又は登録検査等事業者以外の者が測定したデータを提出することにより、測定結果とすることもできる。

⑸　外部試験装置の周波数分解能は、平成22年総務省告示第389号に規定する許容偏差の１／10以下として記載する。

十　副次的に発する電波等の限度

1　測定系統図



2　測定器の設定等

⑴　同軸系の場合は、擬似負荷（減衰器）の減衰量を20dB程度以下とする。

⑵　副次的に発する電波等の限度（以下この別表において「副次発射」という。）の探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	（注）
分解能帯域幅	（注）
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑶　副次発射の電力測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	副次発射の周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	９kHz以上150kHz未満の場合は１kHz、150kHz以上30MHz未満の場合は10kHz、30MHz以上1,000MHz未満の場合は100kHz、１GHz以上６GHz未満の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	５ms
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

試験周波数を連続受信状態（強制受信制御）に設定する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、副次発射を探索する。

⑵　検出した副次発射の電力値が設備規則第24条第25項に規定する許容値を満足する場合は、検出した値を測定値とする。

⑶　検出した副次発射の電力値が設備規則第24条第25項に規定する許容値を超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の測定精度を高めるため、掃引周波数幅を100MHz、10MHz、１MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、副次発射の周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を２⑶とし、その電力を測定する。この場合は、測定時間（５ms）を８区間に分割して各チャネルごとに平均値を算出し、それらのうち最も大きな値を測定値とする。

5　試験結果の記載方法

測定した不要発射の電力値を、技術基準が異なる各周波数帯ごとに、最大の１波を周波数とともに規定の単位で記載する。

6　その他

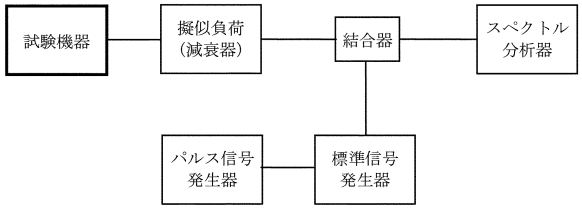
スペクトル分析器の感度が足りない場合は、低雑音増幅器等を使用する。

注

掃引周波数幅	分解能帯域幅
９kHzから150kHzまで	１kHz
150kHzから30MHzまで	10kHz
30MHzから1,000MHzまで	100kHz
１GHzから６GHzまで	１MHz

十一　キャリアセンス機能

1　測定系統図



2　測定器の設定等

⑴　標準信号発生器を次のように設定する。

信号周波数	試験機器の送信周波数帯の中心周波数等（注１）
変調	無変調
出力レベル	試験機器空中線の受信入力端子で－62dBm（注２）

⑵　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	1,899.35MHz
掃引周波数幅	10MHz
分解能帯域幅	100kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
トリガ条件	フリーラン
検波モード	ポジティブピーク

⑶　送信不可能状態を確認するパルス信号発生器の設定は、標準信号発生器出力を15msオフとし、かつ、４ｓ以上オンの信号とする。ただし、親機であって、1,898.15MHz又は1,900.55MHzの周波数の電波を発射しようとする場合は、標準信号発生器出力を150ms周期で625μｓオンを繰り